

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 知事指定薬物の指定
 - 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退
 - 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定
 - 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定
 - "
 - 道路の区域変更
- 【公告】
- 基本測量の実施
 - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
 - "

医薬安全課
障害福祉課

"

"

"

道路整備課

監理課

建築指導課

"

目次

担当課（室）

令和3年3月16日 岡山県公報 第12277号

◎岡山県告示第百二十七号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和三年三月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 N―（一―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―ニ―イル）―一―ブチル―一―H―インダゾール―三―カルボキサミド（通称名ADB―B―UTINAC A）及びその塩類
- 2 一―「一―（三―フルオロフェニル）シクロヘキシル」ピペリジン（通称名三F―PCP、三―Fluoropcp）及びその塩類
- 3 三―（二―「エチル（プロピル）アミノ」エチル）―一―H―インドール―四―イル―アセテート（通称名四―AcO―EPT）及びその塩類
- 4 エチル―（R）―ニ―（四―フルオロフェニル）―ニ―「（R）―一―ピペリジン―一―ピペリジン―ニ―イル」アセテート（通称名three―四―Fluoroeethylphenidate）及びそれらの塩類
- 5 エチル―（R）―ニ―（四―フルオロフェニル）―ニ―「（S）―一―ピペリジン―ニ―イル」アセテート、エチル―（S）―ニ―（四―フルオロフェニル）―ニ―「（R）―一―ピペリジン―ニ―イル」アセテート（通称名erythro―四―Fluoroethylphenidate）及びそれらの塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、令和三年三月十七日から施行する。

◎岡山県告示第百二十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和三年三月九日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和三年三月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名 診療科目

医療機関の名称

所在地

江森 方子

視覚

一般財団法人慈風会津山中央病院

津山市川崎一七五六

山崎 正俊

心臓

医療法人行堂会長野病院

総社市総社二二二四三

二 指定を辞退した医師

指定医師名 診療科目

医療機関の名称

所在地

杉江 正久

肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、ぼうこう・直腸、小腸

杉江医院

真庭市下方五八三一

◎岡山県告示第百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年三月十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
雀部歯科医院	浅口市金光町占見新田391-1	R3.1.4
アイン薬局吉備加茂川店	加賀郡吉備中央町下加茂1103-9	R3.2.1

◎岡山県告示第百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

令和三年三月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	指定年月日
医療法人社団福谷会	浅口市鴨方町六条院中1329	老人保健施設サンベレス桃花	浅口市鴨方町六条院中1329	R3.2.1

◎岡山県告示第百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための介護予防を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

令和三年三月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	指定年月日
医療法人社団福谷会	浅口市鴨方町六条院中1329	老人保健施設サンペレス桃花	浅口市鴨方町六条院中1329	R3.2.1

令和3年3月16日 岡山県公報 第12277号

◎岡山県告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、令和三年四月一日から施行する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年三月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 瀬西大寺線
- 三 道路の区域

区 域	別	新 旧	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
瀬戸内市邑久町尻海字森明二七四番一 地先から	新		九・〇 二〇・五	三六七・〇
瀬戸内市邑久町尻海字森明二七四番一 地先から	旧		九・〇 二〇・五	三六七・〇
瀬戸内市邑久町尻海字大柳八番一 地先から	新		六・〇 一五・四	二〇七・〇
瀬戸内市邑久町尻海字大柳八番一 地先から	旧		六・〇 一五・四	二〇七・〇

で 瀬戸内市邑久町尻海字大柳八番一地先ま

令和3年3月16日 岡山県公報 第12277号

〔二一〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和三年三月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県全域	測量区域
基本測量（電子国土基本図（地 図情報）修正）	測量の種類
令和三年四月一日から令和四 年三月三十一日まで	測量期間

令和3年3月16日 岡山県公報 第12277号

〔一一二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年三月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字才ノ神一二三〇―二、一二三一―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁一二七―四サントメゾンⅢ二〇六号室

高谷 涼太

高谷かほり

三 許可番号

岡山県指令建指第三八一号

令和3年3月16日 岡山県公報 第12277号

〔一一三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年三月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字西延五〇六一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁一四二四―五フォーチューン真壁C棟二〇二号

森内 慎吾

三 許可番号

岡山県指令建指第三六一号